

宮城県道路公社「週休 2 日実施工事」に関する証明書発行実施要領

(趣旨)

第 1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成のための週休 2 日確保による就労環境改善が求められている。

本要領は、週休 2 日実施工事の取組をさらに推進するための証明書発行の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 証明書発行の対象工事は、宮城県道路公社（以下「公社」という。）が発注する工事のうち、令和 6 年度から令和 7 年度までに入札公告した週休 2 日実施工事で、4 週 8 休以上の現場閉所を達成し、かつ、完成検査に合格したものとする。

(実施方法)

第 3 公社は、当該工事の完成検査完了時までに、当該工事が証明書の発行対象となるか確認し、当該工事が発行対象と認められた場合、当該工事の完成検査日を発行日とした「週休 2 日実施証明書」(別紙 1) を、当該工事の監理技術者又は主任技術者に発行するものとする。

(証明書の管理)

第 4 公社は、「証明書発行管理リスト」(別紙 2) を作成し、発行した証明書の写しとともに適切に管理しなければならない。

(証明書の再発行)

第 5 公社は、既発証明書の再発行について受注者から申請があった場合は、証明書発行管理リスト及び証明書の写しを確認の上、再発行するものとする。

附 則 (令和 6 年 4 月 1 日訓令第 10 号)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 2 6 日訓令第 3 号)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する